

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	43		
教育民生常任委員会記録				
日時	令和元年6月20日(木)	開会 閉会	午前 9時56分 午前 11時34分	会場 第1委員会室
出席者	委員長 佐々木 學 委員 西山 慶 委員 高橋 祐平 委員 豊島美代子	副委員長 高橋 立一 委員 柿谷 悟 委員 宮田 志野 委員 大崎 宏明		
市側出席者	副市長(横畠 浩治) 学校教育課長(北川 洋子) 海洋スポーツパーク構想推進監(高橋 孝典) 福祉事務所長(井上 幸一) 健康推進課長(森光 澄夫) 市民課長(馬場 砂織) 【事務局】局長:小野 昌司	教育長(細木 忠憲) 生涯学習課長(西田 功) 子ども・子育て支援課長(中山 明) 長寿介護課長(吉本加津代) 環境保全課長(嶋崎 貴寿) 総務課長(梅原健一郎) 主監 濱田 尚己		
欠席者		記録者	濱田 尚己	
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 1号	専決処分の承認について			原案承認
市議案第 3号	専決処分の承認について			原案承認
市議案第 5号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			原案可決
市議案第 6号	須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			原案可決
市議案第 7号	専決処分の承認について《分割》			原案承認

市議案第 9号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について《分割》

原案可決

(2) 陳情について

陳情第 3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書《継続》

不採択

陳情第 8号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情

採 択

陳情第 9号 若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書採択について

採 択

(3) その他について

教育民生委員会記録《令和元年6月20日》

○午前 9時56分 開会

~~~~~

○佐々木委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第1号 専決処分の承認について

○佐々木委員長＝市議案第1号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○馬場市民課長＝おはようございます。市議案第1号専決処分の承認について御説明いたします。

議案書1ページから3ページでございます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容としましては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平確保、及び中低所得者の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うとともに、軽減判定所得の基準の見直しにより、軽減対象を拡大するものであります。

議案書3ページをごらんください。

第2条第2項の改正は、課税限度額の改正で、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行の58万円から61万円に引き上げるものであります。

これにより、後期高齢者支援金と介護分も合わせた課税限度額は、93万円から96万円に引き上げとなります。

第21条の改正は、国民健康保険税の軽減対象となる判定基準の見直しでありま

して、所得基準額を引き上げることにより、5割及び2割軽減の対象世帯を拡大するものでございます。5割軽減では、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を、1人27万5,000円としていましたが、これを28万円に改め、2割軽減では、1人50万円から51万円に改めるものであります。

なお附則として、この条例は平成31年4月1日から施行することとし、適用区分を改正後の須崎市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます、よろしく申し上げます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝この中身としては、課税限度額の引き上げと軽減部分もあるというところですけども、この引き上げの部分で、影響を受ける人数というか、世帯といいましょうか、それではどうなってますか。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝国民健康保険税の課税限度額引き上げで、影響を受ける世帯ですけど、現段階の試算では、改正前の限度額を超える世帯は124世帯、改正後は13世帯減少し、111世帯になります。今回の課税限度額引き上げによる増収は、およそ340万円程度と見込んでおります。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝多分に引き上がるというふうに、今まで93万円だった人が96万円になる、その個人にプラスになるということでしたかね。多くの世帯がそのように引き上がる言いました、それとも112世帯が引き上がるですか、違います。

○佐々木委員長＝市民課長。

○馬場市民課長＝影響を受けるのは、111世帯になります。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝私はですね、この議案には反対することに、下がる部分についてはね、軽減が拡大するということについては異議のないものですが、最高限度額を引き上げるということも含まれていますので、この条例改正案には反対をいたします。

それは、以前に高知市長の岡崎市長が国保の、あれは全国のでしたかしら、国保に関する議論の中心メンバーにいたわけでして、その岡崎高知市長が、最高限度額といえども、とてもその高所得の人がそのようなことにはなっているわけではない

というふうなことで、1回だけ最高限度額の引き上げをしなかった年がありました。それぐらい、もうどこから考えても高すぎているというふうなことで、際限なく引き上げると、しかも該当者もこれだけふえてくるというふうなこと、世帯員数が多かったり、固定資産税が須崎の場合には国保税に加味されているというようなことも、いろいろありますので、本当に国保税が高すぎるというふうなことは多くの方から言われている問題でありまして、全国知事会としても、1兆円を投入して国保税の負担の軽減を求めないかんというふうなことも提案しているような、そういう状況の中ですので、今回は引き上げにつながるということですので、反対をいたします。

○佐々木委員長＝異議がありますので、挙手により採決をいたしたいと思います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長＝挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第3号 専決処分の承認について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第3号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝長寿介護課です、よろしくお願ひいたします。

市議案第3号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

議案書18ページから20ページでございます。

本議案は、本年10月に予定されております、消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。これに伴い、須崎市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

改正内容といたしましては、第3条第2項において、第1段階の第1号被保険者

の保険料減額幅の引き上げにより、3万400円を2万5,340円に改めるとともに、軽減の対象を第2段階及び第3段階の第1号被保険者に広げるため、同条に第3項及び第4項を加えることとしております。

これにより、第2段階の第1号被保険者の保険料は、5万670円から4万2,230円に、第3段階の第1号被保険者の保険料は、5万670円から4万8,980円に減額となるものでございます。

なお、附則として、第1条において、この条例は平成31年4月1日から施行するとしており、第2条では、適用区分として、この条例による改正後の須崎市介護保険条例第3条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝これには、介護保険料が下がる人たちもいるというふうなことに還元をせんといかんのですけれども、消費税が増税されたらという、ここは別にしてですね、まあしかし還元をせんといけませんけれども、これらによって、影響を受ける市民の皆さん方の人数的なものですよね、割合でも結構なんですけれども、どれぐらいの人たちが、実質保険料が安くなるということになりますでしょう。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿課長＝現段階で申しますと、第1段階の該当になる方というのは、2,135人で25.4%。第2段階では980人、11.6%。第3段階では756人、全体の9%となっております。

以上です。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決をいたしたいと思います。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第5号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第5号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝よろしく申し上げます。市議案第5号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の23ページから24ページになります。

この条例改正につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成31年3月29日に公布、施行されることに伴いまして、須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、放課後児童支援員の資格につきまして、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を終了した者でなければならないとされておりましたが、研修需要に適切に対応できるよう、政令指定都市でもこの研修を実施できることとされたことに伴います改正になります。

具体的な改正内容としましては、24ページになります。

放課後児童支援員の資格等について規定した第11条第3項中、「都道府県知事」の次に、「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」、を加えるとともに、改元に伴いまして、この際、平成の表記を令和に改めるため、附則第2項及び第3項中、平成32年3月31日を令和2年3月31日に改めるものでございます。

そして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

豊島さん。

○豊島委員＝今、その認定資格を持っている支援員の数というのは、どういうふうな現状でしょうか。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝今ですね、教育委員会にお願いしておりますが、その中で、有資格者の方が今現在11人おられます。今年資格を取られる方が2人お

りまして、その方を合わせまして13人です。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第6号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第6号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝市議案第6号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の25ページから26ページになります。

この条例改正につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成31年3月29日に公布、施行されたことに伴いまして、須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正に該当します施設は本市にございませんが、将来的にそういった施設ができた場合に対応できますように、整備するものでございます。

改正の内容につきましては、26ページになります。

保育所等の連携を規定した第7条第2項中、「しないこと」の次に「とすること」を加えまして、同条に次の2項を加えることによりまして、家庭的保育事業所等につきましては、保育の提供のあとの受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、確保を不要とすることができまして、この場合につきましては、それにかわるものとしまして、国からの運営助成を受けている企業主導型保育事業に係る施設、または自治体が運営費支援等を行っています認可外保育施設を、連携協力を行う者として適切に確保しなければならないというものでご

ございます。

次に、食事の提供の特例を規定しました第17条第2項第4号中、「乳幼児」を、「利用乳幼児」に改める改正につきましては、もとより乳幼児は乳児の一般の意味ではございませんで、家庭的保育事業等を利用している乳児及び幼児の意味であったことから、今回の改正に合わせて改めるものでございます。

居宅訪問型保育事業を規定しました第38条中、「(平成24年法律第65号)」を削る改正につきましては、これにつきましては第7条に既にこの記載があったため、今回の改正に合わせて、表記の整備をするものでございます。

次に、連携施設に関します特例を規定しました第46条に、次の1項を加えることによりまして、満3歳以上の児童を受け入れています、保育所型事業所内保育事業所については、市長が適当と認めるものにつきましては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に、附則第3項につきましては、「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改めますことによりまして、先ほどの第46条第2項の追加で規定しました保育所型事業所内保育事業所を除外しまして、連携施設の確保を必要としない期間を、5年から10年に延長するものでございます。そして附則としまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます、よろしく申し上げます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないので、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第7号 専決処分の承認について

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第7号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝市議案第7号平成30年度補正予算のうち、福祉事務所関係について御説明いたします。

別冊平成30年度補正予算書の20ページの民生費からでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害者福祉費は、重度心身障害者医療費を130万円、障害者相談支援事業費を300万円、それぞれ決算見込みにより、合計で430万円減額したものでございます。

第3目障害者自立支援給付費では、障害福祉サービス給付費を330万円、補装具給付費を100万円、それぞれ決算見込みにより、合計で430万円減額しております。

次に、21ページをお願いいたします。

第3項生活保護費、第1目生活保護総務費で、財源更正があつておりまして、生活困窮者自立支援事業におきまして、当初見込んでいた国庫負担金が157万円減額となっているものです。

続いて、第4項災害救助費、第1目災害救助費では、災害援護資金貸付金150万円を、実績に基づき減額しております。

以上です。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第7号専決処分の承認について、須崎市一般会計補正予算のうち、長寿介護課所管分につきまして御説明をいたします。

議案書27ページ、別冊補正予算書20ページでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目老人福祉費をごらんください。老人福祉費の更正につきましては、決算見込みにより、福祉タクシー事業費180万円、住宅改造支援事業費130万円、老人施設入所措置費300万円を減額するものでございます。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝健康推進課長。

○森光健康推進課長＝続きまして、健康推進課分について御説明をいたします。

同じく、別冊補正予算書22ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費の530万円の更正減につきましては、決算見込みによりまして、母子保健事業費の妊婦健診、乳児健診に係る委託料300万円、妊婦健診通院費助成事業等に係る負担金補助及び交付金230万円を減額したものでございます。

次に、同じく第2目予防費250万円の更正減は、各種予防接種の委託料を減額したものでございます。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝続きまして、環境保全課分を御説明させていただきます。

同じく22ページ。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費のうち、浄化槽設置事業補助金更正減570万円につきましては、補助決定による減額でございます。

それから、二酸化炭素排出抑制対策事業費更正減1,440万円につきましては、事業の確定により、委託費140万円、工事請負費1,300万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費で、高幡東部清掃組合負担金更正減2,070万円につきましては、負担金の確定による減額でございます。

それから、第2目塵芥処理費の塵芥処理更正減280万円ですが、不用分といたしまして、需用費と委託料を、それぞれ140万円ずつ減額いたしております。

以上です。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課の所管分につきまして、説明させていただきます。

補正予算書の21ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費について説明いたします。この予算書の右端の説明文でございますが、こちらに即しまして説明させていただきます。

まず1番目でございますが、第3子以降の出産に対しまして、1人につき15万円ずつ支給します子育て支援金支給事業費につきましては、例年に比ばまして、対象者が大変少なかったために、不用分240万円を減額補正するものでございます。

次に、児童扶養手当事業費につきましては、実績見込みの額が減少したことによりまして、今回専決によりまして、830万円の減額補正を行うものでございます。主な理由としましては、当初見込んでおりました対象者が、実績の分で100人ほど少なかったというものでございます。

次に、中学卒業までの医療費につきまして全額助成をします、子育て医療応援事業費350万円の減額更正につきましては、対象者につきましては、見込みどおりございましたが、医療費の実績見込みの額が、当初見込みの額より少なくて済んだことによるものでございます。

次に、ひとり親の就業、ここでは母子家庭と書いてますが、ひとり親の就業支援のための、ひとり親等自立支援給付事業費につきましては、当初予算で7人分の予算を確保しておりましたが、この給付を利用する方が例年より非常に少なく、11月時点で2人の利用者しかなかったため、12月補正では550万円の減額補正をしておりましたが、その後の利用も、新たな方が1人でありましたので、その

分で差額今回94万4,000円を減額するものでございます。

ひとり親家庭医療費につきましては、ひとり親家庭の母または父等と、その児童に対しまして、保険診療の自己負担分を助成するものでございますが、助成額が確定しましたことから、168万円を減額するものでございます。

次に、助産施設利用事業費、経済的な理由によりまして、入院助産を受けることができない妊産婦の入所に要する経費の助成でございますが、平成30年度は対象の方がいなかったため、114万円全額を減額するものでございます。

次に、子ども・子育て支援法によります施設型給付事業費350万円の減額につきましては、公立保育園に係ります保育費用の年度分がほぼ固まったことによりまして、不用分を減額するものでございます。

子ども・子育て支援法によります地域型給付事業費39万円につきましては、これは子ども・子育て支援法によります、小規模保育事業所として認可されておりますあゆみ乳児保育園に対するものでございまして、これにつきましても、給付支給額が見込んでいた額より減額となったことによるものでございます。

次に、新保育園建設事業費につきましては、用地の購入費が確定しましたことから、不用分の300万円を更正減とするものでございます。

そして次に、第2目児童措置費でございます。児童運営委託料、保育協会への運営委託料につきましては、以前12月補正で3歳児の加算、また所属長の配置加算等が、児童数の増加によってできない、対象外となったことによりまして、約3,000万円ほどの減額をしておりましたが、3月末におきましても、配置加算の変更や当初見込んでいました対象児童の数が減少したことによりまして、400万円の減額更正をするものでございます。

そして、保育協会への補助金につきましては、保育士の雇用のため確保した予算が、実際に雇用に至らなかったことで不用分としまして、予算の残額464万5,000円を全額減額するものでございます。

そして最後になります、児童手当給付費1,258万円の減額更正につきましては、決算見込みによりまして、対象児童者の減少によりまして、減額するものでございます。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長＝学校教育課長。

○北川学校教育課長＝学校教育課分について御説明いたします。

別冊の補正予算書の26ページ、第10款教育費から御説明いたします。

第1項教育総務費、第2目事務局費141万円の減額は、学資金貸付金の実績の減額でございます。

次に、第2項小学校費に移ります。第1目学校管理費、需用費20万円の増額は、14ページにあります小学校寄附金の歳入を財源とする補正でございます。

第2目教育振興費500万円の減額です。これは、特別支援教育支援員の配置事業の賃金400万円、要保護・準要保護児童の扶助費100万円、いずれも実績による不用額の減額でございます。

第3目学校建設費1億1,214万円の減額ですが、内訳としましては、委託料160万円、工事請負費1億1,054万円の減額でございますが、これは国の事業採択とならなかった須崎小学校のプール整備事業費でございます。

次に、第3項中学校費に移ります。第1目学校管理費は、中学校支援推進員の配置実績による賃金100万円を減額するものでございます。

第2目教育振興費250万円の減額ですが、内訳は放課後等学習支援の配置実績により130万円、及び要保護・準要保護の生徒扶助費120万円、それぞれ実績による減額でございます。第3目学校建設費は、財源の更正を行ったものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。

第11款災害復旧費、第3項文教施設災害復旧費、第1目公立学校施設災害復旧費は、不用となりました予算1,000万円の減額を行っております。

最後に、6ページをお開きいただきます。

第2表繰越明許費の補正で、第10款教育費、第2項小学校費で寄附金、先ほどは歳入の寄附金とありましたが、これも繰越を行うものが20万円と、年度内に完成に至りませんでした、須崎小学校のブロック塀の改修工事費719万3,000円、合わせて739万3,000円を繰越するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝生涯学習課分について、説明させていただきます。

補正予算書の27ページでございます。

第10款教育費、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費より、海洋スポーツパーク構想推進事業費更正減として、160万円減額しております。これは、須崎ウォータースイミング大会への補助額減額によるものでございます。

続きまして、28ページの第11款災害復旧費、第3項文教施設災害復旧費、第2目社会教育施設災害復旧費の200万円の減額は、現年発生単独災害復旧費が必要なかったため、全額減額しております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎さん。

○大崎委員＝長寿介護課長に質問します。20ページですけど、福祉タクシー事業費の更正減が180万円になってますけど、それは返納の分ですか、それとも申請が

少なかった分ですか、どちらですか。

○佐々木委員長＝長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝申請が少なかった分でございます。

○佐々木委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝今回、見直しされた分での距離がありました、4キロ。規定の見直しをしてからの分ですよ。老人福祉タクシー費の、今までバス停から4キロということだと、今回範囲が広がりましたよね、対象者の。それを含んでいますか。

○佐々木委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

○佐々木委員長＝再開いたします。

○吉本長寿介護課長＝緩和された距離の部分は入っております、平成30年度分。

○佐々木委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝わかりました。

環境保全課長にお尋ねします。22ページですけども、浄化槽の設置補助金の更正ですけど、これ年度を通じて、例えば申請依頼が多かったら補正で対応して増額しておりましたけど、今回の570万円の減額というのは、最初当初予算で見込んで少なかったのか、それとも最初の申請で使い切ったので、補正を打ってからのその申請が少なかった分でしょうか、その辺の御答弁をお願いします。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝当初予算で組んでた当初見込みよりは、少ない分になります。

○佐々木委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝どうもありがとうございました。

あともう1点、すいません環境保全課長にお尋ねしますが、塵芥処理費の更正減ですけど、委託料140万円、これは委託してからの決算見込み140万円の減額なのか、それとも契約によっての140万円安くなったのかということをお尋ねします。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝詳細は、今承知しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○佐々木委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝よろしく申し上げます、ありがとうございました。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

- 豊島委員＝20ページの障害者相談支援事業費更正減ということですが、結構これは相談に応じる人がいないと、なかなか対応できないんじゃないかなというふうに思うところです。これは、具体的にそういった相談員が少ないということでしょうか、どんな金額ですかね、マイナス300万円というのは。
- 佐々木委員長＝福祉事務所長。
- 井上福祉事務所長＝もう一度お願いします。
- 佐々木委員長＝豊島さん。
- 豊島委員＝障害者相談支援事業費更正減で300万円になっていますよね。この相談支援事業で、障害者の方がたくさん相談はあると思うのです。相談したい人はいっぱいいると思うんですけども、それに対応できる人がいないから、こういうことになっているのか。どの部分が更正減になりましたかというのは、いろんな入るべきものが減ったからとか、いろいろ理由があると思いますけど。理由ですね、更正減になった理由。
- 佐々木委員長＝福祉事務所長。
- 井上福祉事務所長＝相談件数が少なかったものと承知しております。当初の見込みより、相談件数が少なかったというふうに認識しております。
- 佐々木委員長＝豊島さん。
- 豊島委員＝これは、部署はどこですか。
- 佐々木委員長＝福祉事務所長。
- 井上福祉事務所長＝部署は社会福祉協議会です。
- 佐々木委員長＝豊島さん。
- 豊島委員＝社会福祉協議会だから、こういうことになったということですが、具体的にみるとですね、私今つくづく思うのは、障害のある方などなどからいろいろ相談を受けて、役所のほうにつなぐのですけれども、これはこの社会福祉協議会と別のことになる場合もありますが、要するに障害のある方が、いろんなところで相談したり支援を求めたりするわけですよ。要するに、主には保健師さんが対応しているかなと思いますけれども、そういった方が不足していて、なかなか相談にきめ細やかに応じることができないという状況があるのではないかなと私は思います。その辺は、どんなふうに受けとめておられますか。
- 佐々木委員長＝福祉事務所長。
- 井上福祉事務所長＝私のほうでは、相談件数が多くて、人が少なくて応じきれていないというふうには認識しておりません。
- 佐々木委員長＝豊島さん。
- 豊島委員＝ぜひですね、本当に相談者に対してきめ細やかに対応しないといけない事例というのは結構あると思うんです。ちょっと私からお話をしたときに、実際その所に足を運んでいただいたりするケースでも、足を運ぶまでに一定の時間がかか

るとかですね、じゃあその次のフォローへの期間が一定必要であるとか、やっぱりそれはどうも対応をしている体制が弱いというところがあるのではないかなというふうに思います。これは、ほかに取ってかわるものがないですよ、機械でやれるものではないので、ぜひそんな状況を調べてほしいと、担当の所長として調べてほしいなというふうに思います。

21ページです。21ページの生活保護総務費のところ、自立支援事業費が、利用する方が少なかったというふうなことですけれども、これらは引き続き、やっぱり国はどういうふうになるのかわからないんですけど、引き続きこの事業はやっていくということでしょうか。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝この制度は、当面は続いていくものと認識しております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝22ページに、保健衛生総務費のところ、母子保健事業費更正減になっていますが、先ほど子供の15万円の支給の部分は、人数が減ったと、3人目のね、ということでしたけれども、今の妊婦健診の人数が減ったということですが、無事に生まれてくれたらということにはなりますけれども、出産の状況の推移というようなことについては、どんなふうに認識をされていますか。

○佐々木委員長＝健康推進課長。

○森光健康推進課長＝出産の推移ということで、御質問いただいております。近年の推移を見てみますと、5年間で説明させていただきます。

平成26年度が123人、27年度が134人、28年度120人、29年度122人、30年度は93人になっております。この30年度、100人を割っております。こういう状況が続くのか、単年度だけであるのか、少しその状況を注視する必要があるのでと考えております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、採決をいたしたいと思います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○佐々木委員長＝続きまして、市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝それではまず初めに、環境保全課分より御説明をさせていただきます。

別冊補正予算書の4ページ、第2表債務負担行為の補正につきまして、御説明いたします。

クリーンセンター等運転維持管理等包括的業務委託といたしまして、議決日から令和6年度までの間、2億4,065万7,000円を限度として、債務負担行為を起こそうとするものでございますが、これは須崎市公共下水道施設等運営事業の中へ、クリーンセンター横浪の運転維持管理を含め、包括委託を行おうとするものでありまして、5年間の包括的民間委託といたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝それでは、子ども・子育て支援課所管分につきまして、御説明させていただきます。

補正予算書の9ページでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、幼児教育無償化システム改修委託料177万7,000円につきましては、この10月から施行されます保育園の無償化に対応するため、システム改修委託料でございまして、国の制度が確定してなかったことにより、当初予算に間に合いませんでしたが、今回幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が可決・成立しましたことから、補正をお願いするものでございます。なお、財源につきましては、全額を国の臨時交付金で対応することといたしております。

以上です、よろしく願いいたします。

○佐々木委員長＝学校教育課長。

○北川学校教育課長＝学校教育課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の10、11ページをごらんください。

第10款教育費、第3項中学校費、第2目教育振興費です。11万4,000円の補正につきましては、高知県オリンピック・パラリンピック教育推進事業費で、全額県補助金で行うものでございます。この事業では、オリンピック・パラリンピックについて学び、そこからスポーツへの興味や関心を高め、また障害者理解等、人権学習の推進をするため、外部講師による講演や体験授業を行おうとするものです。外部講師謝金に4万3,000円、その旅費に1万7,000円、体験授業用

の消耗品5万4,000円を計上しております。

以上でございます。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝生涯学習課分について、説明させていただきます。

補正予算書11ページでございます。

第10款教育費、第4項社会教育費、第4目図書館費より、1,485万5,000円計上しております。これは、図書館整備のため、図書館総合展参加旅費として55万5,000円、図書館全体構想策定業務委託料770万円、図書館建設構想策定業務委託料660万円でございます。

昨年度は、図書館づくりの最初の取り組みとして、市民の皆様の御意見をお聞きするため、ワークショップを行ったところであります。その際の御意見をもとに、庁内におきまして図書館整備検討委員会で、須崎市立図書館整備に向けてと題した基本的な考え方を取りまとめております。その中では、図書館整備の重点ポイントとして、「市民の思いと可能性を広げる場」「コミュニティづくりの場」「先人の思いにふれ未来を考える場」「全ての市民の居場所」「須崎の魅力に出会える場」としてあります。

今年度はこれを踏まえ、整備の基本構想及び建設構想を策定してまいりたいと考えております。まず、基本構想策定では、図書館利用者や利用団体へのヒアリングや有識者会議、新図書館の蔵書のあり方、サービス内容の検討とともに、新図書館について複合施設として整備することについても、検討を行ってまいりたいと考えております。

また、建設構想も同時並行で検討することとして、予算計上しております。建設構想は、本来ならば基本構想を策定したのちに策定しますが、これを同時期に行うことで、建設目線の検討を早い段階から行い、ソフト面での意見やアイデアについて、ハード面での視点で判断することができます。建設構想につきましては、設備機能や機能の方針、整備事業費の算出及び整備図書館のイメージ図を策定するつもりであります。

図書館整備のスケジュールとしましては、今年度中に基本構想・建設構想を策定し、来年度には建設場所の決定とともに基本計画を策定し、その後実施設計や建設工事を行うこととなります。

次に、第5目文化会館運営費で、200万円を計上しております。これは、ホールの反響板のうち、正面反響板のワイヤーが破損し、現在応急処置にて天井すのこに固定しておりますが、これの復旧工事費でございます。

続きまして、第5項保健体育費、第1目保健体育総務費、海洋スポーツパーク構想推進事業費より、坂内体験学習施設設計業務委託料として422万4,000円を計上しております。坂内体験学習棟の設備工事は、給排水設備や冷暖房設備、浄

化槽設備などの機械設備や、照明・外灯などの電気設備工事などの設計費用でございます。

以上でございます。

○佐々木委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

大崎さん。

○大崎委員＝生涯学習課長にお尋ねします。11ページですけれども、図書館の関係ですけれど、全体構想とか建設構想の説明を丁寧にいただきましたけれど、その上段にあります総合展参加旅費って、これはどういった関係で行かれるのですか、どこへ。御答弁をお願いします。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝この旅費につきましては、11月に毎年横浜におきまして、図書館博が行われます。それへの参加旅費でございます。

○佐々木委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝市民の皆さんのいろんな意見も聞いて、今回構想に入っていますので、その構想の委託料ということで、どこかへ委託すると思えますけれど、そういった業者に行かせるつもりで行けばこの委託料の中に含んでやれる、別枠でわざわざ取らなくても構わないかと思えますけれど、この図書館総合展参加は、市の職員が行かれるがですか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝基本構想を策定する上で、市職員及びメンバーに入っている方、どんなふうな人選になるかまだわかりませんが、市民の方とか有識者の方に行ってもらつつもりで考えております。

○佐々木委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝この両方の委託料合わせて、1,430万円でありますけれど、今どこへ委託するかというのは決まっておりますか、入札とかそんなんで行るんですか、いかがでしょうか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝まだ業者は明確に決まっておるわけではございません。プロポーザルなんかを行うべきではないかと考えております。

○佐々木委員長＝大崎さん。

○大崎委員＝プロポーザル方式のほうが私もええと思えますけれど、いつぐらいの予定ですか。時期ですが。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝予算が通りましたら、早急に取り組みをして、7月にはやりたいとは考えております。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝図書館ですが、ちょっと休憩してくれますか。

○佐々木委員長＝暫時の間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○佐々木委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島さん。

○豊島委員＝図書館の場所がですね、例えば須崎高校を改修をしてやるというふうなことになる場合と、新たに別の場所で構想を練ってやるということでは、金額的にも全く変わってくるのではないかなというふうに思いますが、それはどういうふうにお考えですか。この金額ですね、約1,400万円という金額がはじき出されていますけれども、委託料としてですよ。プロポーザルでやるのもいいじゃないかなというようなことも含めて、私も一般質問をいたしましたし、こちらの今の委員会でも、そういう事例もあるというふうなことでお答えがありましたけど、例えば須崎高校を改修する場合とですね、壊してやれば別ですけど、土地は使うが建物は壊すという場合は別かもしれないけれども、新たな場所に新たにつくるというふうなことでは、もう全く形も変わってきますよね。だから、金額も変わってくるのではないかなというふうに思いますけれども、この委託料の1,430万円というのは、いわば何もない状態、つまり須崎高校を改修をするというふうなことではない場合の金額をはじいておられますか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝委員のおっしゃるとおり、現在では基本構想として、全く違った状態で図書館をつくるための構想づくりでございます。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝場所を早い段階で決めるということになるとですよ、来年度でもというふうなことになると、本当に、今、土地がないといかんなど、平地がね。そんなふうにも思うところでして、そうそうたくさんないなというふうな心配もするわけなんですけれども、その図書館を、これから先いろいろ議論は深まっていくと思いますけれども、基本的な考え方としては、いろんな資料を、図書館というのは保存をしたりもするわけですけども、それには保存をしたりすることについては、いわゆる浸水すると、津波でという場所は、もうはなから考えられないんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういった資料の保存という部分については、もちろん一定の高さを設けたら、それもその上のところに置けば可能かもわからな

いけれども、そこについては、浸水地は省くというふうにせんといかんというふうに思っておられるのか、そこはどうでしょう。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝図書館の建設場所につきましては、浸水地であるのかそうでないのかということにつきましても、今後の議論の対象とはさせていただきたいと考えております。また経過書庫につきましては、現在須崎市には構えてはおりませんが、現在保健センター3階のほうに保管している分がございます。貴重な文化財、貴重な書簡、経過書庫につきましては、別途保存とするという方法も考えられますので、基本構想の中で考えていきたいと考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝11ページの、坂内体験学習施設設計業務委託料というところで、冷暖房施設等々も言われたわけですが、その冷暖房施設をつけるということは、密閉した状況の施設整備の仕上がりなのかなというふうに思いますけれども、どういうふうな構想をお持ちですか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝現在、この坂内の体験学習棟につきましては、設計図面を作成中がございまして、ある一定の図面のほうは仕上がっているところでございまして、管理棟を北側に、現在ある倉庫を改修いたしまして、そこを管理棟にするという考えでおります。その部分に冷暖房を構えるという考えでおりますが、設計次第でございまして。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝9ページの、児童福祉総務費更正、システム改修をするということですが、これはシステム改修の委託料で、全額国から措置されるということですがけれども、この法改正によって、財源がどうなるだろうというふうな、いろんな懸念もあったわけですがけれども、結局、今現在では、そういった点については、自治体の持ち出し、財政的負担にならないような形で財政措置はされるような状況なのか、どういうふうな状況でしょう。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝先日、一般質問の中でありまして、私のほうから答弁いたしました。その中で、実際におけるこのいわゆる給食費のことですけれど、これについては、対象としませんよということは今出ておりますので、中であってうちのほうも、2子以降の分が全体を減免していますので、そこでまた今後サービス低下になってはならないと思います。それも含めて、何とか財源を確保しながら、対応できる方法で検討していきたいと考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝その給食費と別個にですね、全体的な保育に係る部分ですね、子ども・

子育て支援に係る部分で、この制度によって、須崎市が新たな子育て支援についての財政負担が生じるようなことになりますか。給食費以外です。

○佐々木委員長＝子ども・子育て支援課長。

○中山子ども・子育て支援課長＝須崎市では、2子以降の減免等を制度でやっています。その分については、須崎市独自でやっております、それと合わせて、今回この制度の無償化の対象になられた方、例えば基本的には3歳以上のお子さんが対象ですけど、その方の第1子でしたら今回対象になりますということで、その関係で、実際のこの制度の対象者というのは、300人ほどになると思います。この無償化の対象というのは。その分で、実際にうちのほうが2子以降の減免という形で対象になっている方がこの中でも、今、試算ですが約110人から115人ぐらいおられます。その分の差の分ですね、結局180人ぐらいの部分が、まだ試算もかっちりできてないですけど、非常に微妙なところだと思っています。全体的に見たら、非常にこだわっていい方向には当然なっていますが、市の負担としては若干ふえる可能性もあるのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

高橋さん。

○高橋（立）委員＝生涯学習課長、確認ですが、この図書館建設に関しての全体構想と建設構想を、できるだけ並行的に議論していくという説明があったというふうに私は捉えておりますが、その両方をあえて同時並行的に進めながら、合理的な進め方を図って、中身もちろん大事ですけれども、という認識でよろしいでしょうか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝先ほども説明させていただきましたとおり、全体構想と建設構想を同時に行うことにより、建設に係る部分というより、ソフト面の意見やハード面を判断することにより、次の基本計画及び実施設計のほうにスムーズに移行できるものと考えております。

○佐々木委員長＝高橋さん。

○高橋（立）委員＝建設構想の意見が全体構想の中に反映されたり、全体構想の意見が建設の構想のほうに反映されたりということもあって、無駄なくというか合理的に進めていくという、ちょっと感覚的な話になるかもわかりませんが、認識でよろしいということですか。

○佐々木委員長＝生涯学習課長。

○西田生涯学習課長＝委員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○佐々木委員長＝この際、10分間休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○佐々木委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝先ほど、大崎委員から御質問いただきました、市議案第7号の補正予算ですね、第4款衛生費の塵芥処理費で、不用額140万円の理由ということの質問ですが、主な理由は入札減による不用になります。

以上です。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝債務負担行為のことですが、クリーンセンターに係りまして、この債務負担行為をするということで議案が出されています。私はずっと一般質問でも、非常にこの1社1企業体へコンセッション方式で委ねるということに、懸念をいたしているものです。そういう立場から、一般質問でもずっとしてきておりますが、それですね、ここのクリーンセンターに関する部分が教育民生委員会に出されていますから、この案についてお尋ねいたしますけれども、今後において、ごみ分別の見直し等々を進めていかなければならないというふうなお考えが、環境保全課としてはあるのではないのでしょうか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝当然、ごみの分別収集方法につきましては、検討しなければならない事項であろうというふうには考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝プラスチックごみの問題なんかにつきましても、世界的な課題になってきておって、例えば買い物袋を持参しましょうというふうなことで、随分と環境行政について国民の意識が高まってこざるを得ないというふうなこともなあってこようと思います。そういうふうなことも、なかなか数字の上では反映しにくくなってくるといふような状況であるんじゃないかなと思うところなんですけれども。きのう産業建設委員会がありまして、それは産業建設委員会の範囲で、森田委員のほうから相当細かな質問もあったわけですが、この議案については、そういうふうな情勢の変化が非常に反映されにくいというような状況を生んでくるということで、懸念をいたしております。それは十二分に反映をされていますか、ここの債務負担行為のこの金額で。課長はどんなふうにお考えでしょうか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝今回のシミュレーションにつきましては、現行の施設、クリーンセンター横浪の処理の業務のものを、当面の間はそのまま民間の事業者のほうに委託する形で、今後そのクリーンセンターの運営を図ることになると。ただ、豊島

委員おっしゃったように、情勢の変更によって、その分別の仕方が変わるとか、あるいは処理の仕方そのものが変わってくることもなんかも当然想定されますので、クリーンセンターに限っては、契約を5年といたしまして、5年ごとに、改めてその仕様の中身については、その都度見直しを図るような形で考えております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝私は、本当にこれでこの経費の削減につながるのかなというのを、いまだに心配するわけですが、もう1点、このクリーンセンターに関しては、今までいろんなものが仕様発注であったものが、性能発注に変わるのではないかなと思いますけれども、そこはどんなふうになっていますか。

○佐々木委員長＝環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝基本的にはですね、包括委託といえば包括なんですけども、仕様を決めて、業務の内容を決めた上での契約となっております。一定の仕様を決めて、契約をさせていただくというような形となっております。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝性能発注ということにはなっていないですか。私は、ここだけが性能発注になるのではないかなという認識をいたしておりましたけれども、それは勘違いでしょうか。

○佐々木委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時21分 再開

○佐々木委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境保全課長。

○嶋崎環境保全課長＝環境保全課といたしましては、クリーンセンターの委託につきましては、仕様発注で進めているというふうに考えております。

以上です。

○佐々木委員長＝ほかにありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝それは質問をいたしましたが、採決をとって行くわけですが、その前に、私はこの問題点につきましては、多分に懸念も、憂慮、指摘もしてきているところでして、それが含まれている議案ということで、賛成はしかねます。

それとあと1点、もう1点の理由といたしましては、坂内のその体験学習施設設計業務委託料が計上されていますが、これもこれまでの海洋パーク構想の中の計画に盛り込まれておったことでして、当時に構想自体反対しておって、この予算にも賛成しかねるという態度を表明をしておきます。

○佐々木委員長＝御意見ほかにはないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝それでは、本案について御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長＝挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情 第 3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
《継続》

○佐々木委員長＝続きまして、陳情についての審査に入ります。

既に、陳情文書表等をお配りしておりますので、陳情書の朗読は省略をいたします。

まず、陳情第3号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書《継続》を議題といたします。

この陳情につきましては、全会一致で継続審査となっております、委員の皆さんの御意見をお伺いをしたいと思います。

豊島さん。

○豊島委員＝この陳情につきましては、今までも何回か継続になってきたというところでもありますけれども、2回継続になりましたね。私は、一旦この陳情は不採択にすべきというふうに思います。それで必要があればですね、また須崎市の議員の中で、この内容について意見書を上げる必要があるなという部分について、またそういった手続を踏むということも可能ですから、一旦この陳情についてはもう不採択にするべきというふうに思います。

○佐々木委員長＝豊島委員から、不採択にすべきとの御意見が出されておりますが、そのほかの御意見がありましたら。

大崎さん。

○大崎委員＝いろいろと、前々回からこの陳情について議論がありますけれども、出所は多分、理事からという、実際この組織は存在する会ですけど、理事長とか代表者名やったらもっと妥当であると思いましたので、理事ということでひっかかる、個人的に出したものではないかという議論もありました。そして臓器移植につきましては、むしろ今進めていかないかんとおもいますが、やはり日本の国としていろ

んな宗教観も関係もあろうと思います。いろんな考えもあると思いますので、慎重に取り扱うべきではないかと思しますので、うちの市議会としては、なかなか判断難しいということもあります。

そしてあと、豊島委員おっしゃったように、各議員の活動でいろんなつながりがある、ひょっとしたらまたこういうような議論があるかもしれませんが、そのときはまた改めて紹介された議員の方からまた説明を受けて、また議論するべきだと思いますので、今回この陳情につきましては、何回も引っ張ってもいかんと思いますので、豊島委員おっしゃるような、不採択で今回はいったらいいと思います。

以上です。

○佐々木委員長＝大崎委員からも、不採択の御意見が出ておりますが、そのほか皆さん御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝そしたら、不採択という方向で、皆さん御異議ございませんかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝それでは、本陳情を不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本陳情は不採択とすべきものと決しました。

陳情 第 8 号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情

○佐々木委員長＝続きまして、陳情第 8 号精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いをいたします。

柿谷さん。

○柿谷委員＝これを丁寧に読んでみましたときに、私はもっともな陳情であるなと思いましたので、ぜひこれを採択したいと思いました。

以上です。

○佐々木委員長＝今、柿谷さんのほうから採択の御意見がありました、ほかに御意見ありませんか。

豊島さん。

○豊島委員＝私も採択すべきものと思います。それで、ちょっと執行部の方にお聞きをしたいんですけども、須崎市の場合には、タクシーについてはチケットの配布と

かいうふうなことで、精神障害者に対しても、一部は対応がされているというふう
に認識していますけれども、そうでしたよね。そうですか、御存じでした。

○佐々木委員長＝福祉事務所長。

○井上福祉事務所長＝精神障害者については、1級から3級までの方に、本年度は、
500円のチケットを48枚、2万4,000円を交付するようにしております。
以上です。

○佐々木委員長＝豊島さん。

○豊島委員＝それで、須崎市としては、そういうふうな独自の対応を随分以前からさ
れていますけれども、まだ全国的にはそういうふうになっていないし、それはタク
シーだけに限っていますから、そのほかの問題についても、やっぱり国においてそ
ういう対応をされることを求めている陳情でありますので、これは採択をして、意
見書を上げていくということが必要だというふうに思います。

○佐々木委員長＝ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、陳情第8号を採決をさせていただきます。

本陳情を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

なお、意見書案の提出について、委員長が提出者、委員の皆様が賛成者となって
提出すること、及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

陳情 第 9号 若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書
採択について

○佐々木委員長＝続きまして、陳情第9号若者も高齢者も安心できる年金制度への改
革を求める意見書採択についてを議題といたします。

委員の民さんの御意見をお伺いをいたします。

宮田さん。

○宮田委員＝私はこの陳情書に賛成です。国民年金を何十年満額払っても、月に6万
円とかいう方がたくさんいらっしゃいます。どうしても生活が苦しいので、働かざ

るを得ないということで働いてるっていう人も、本当にたくさんいらっしゃるので、もう少し年金、もっともっとしっかりしたものにしていってもらわないといけないと思いますので、賛成いたします。陳情項目にも賛成いたします。

○佐々木委員長＝賛成の御意見が出ております。

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、陳情第9号を採決いたします。

本陳情を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

なお、意見書議案の提出について、委員長が提出者、委員は賛成者となって提出すること、及び意見書案は委員長に一任させていただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

以上で、陳情の審査は終了しました。

当委員会で審議すべき議案は終了いたしました。他になにかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長＝ないようですので、以上で教育民生委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~

○午前11時34分 閉会